

森林・林業・木材産業施策の確立に関する意見書

近年の温室効果ガスの増加による地球温暖化問題は、人類の生存基盤を揺るがす重大な環境問題となっており、「京都議定書目標達成計画」において、森林には、二酸化炭素吸収源として重要な役割が課せられ、今後、これを確実なものとするため、「森林・林業基本計画」に基づく計画的な森林の整備が強く求められている。

一方、我が国においては、国産材の需要・価格の低迷、林業労働力の減少等により林業生産活動が停滞し、間伐等による森林の整備・管理が困難になってきており、今や国内林は、二酸化炭素吸収源としての役割はもとより、近年の山地災害が多発するなかで、安全で安心できる暮らしを守る森林としての役割についても失いつつある。

さらに、違法伐採は地球環境を保全するうえで大きな問題となっており、その増加により、森林の減少・劣化による環境破壊や地球温暖化を加速させ、更には、違法伐採木材が国際市場に流通することによって地球的規模での持続可能な森林経営を阻害する要因となっており、我が国へ与える影響も深刻なものとなっている。

よって、国会及び政府においては、我が国の森林・林業・木材産業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、平成18年度予算等において、下記の施策を実現するよう強く要望する。

記

- 1 「森林・林業基本計画」に基づく整備・保全の推進、「緑の雇用」事業による担い手の確保・育成対策の推進及び治山対策の緊急的な推進を行うこと。
- 2 低コストで安定的な木材供給体制としての効率的なシステムを確立し、伐期の長期化など森林経営の実態に即した借り換え融資制度を展開するとともに、地域林業の担い手としての林業公社に対する支援措置の強化を行うこと。
- 3 違法伐採対策、特に外材についての対策を確立すること。なお、国内の対策にあたっては、地域材の利用が推進されるよう配慮するとともに、必要な支援措置を行うこと。
- 4 地球温暖化防止森林吸収源対策を確実に推進するため、安定的な財源確保についての検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年(2005年)12月13日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
農林水産大臣、環境大臣

(提出者) 全議員